

## 厚生労働科学研究費補助金

### 分担研究報告書

#### 労働安全衛生法第 35 条及び第 36 条の逐条解説

研究協力者 森山 誠也 労働基準監督官

##### 研究要旨

本分担研究は、労働安全衛生法第 4 章（労働者の危険又は健康障害を防止するための措置）のうち第 35 条及び第 36 条の規定に係る逐条解説である。

第 35 条の効果は労働安全に止まらず運輸安全あるいは公衆の安全にも及ぶものであり、労働法令でなく運輸法令等の一部を構成してもおかしくない内容だといえ、実際、船舶による国際コンテナ輸送の分野では国土交通省令による同様の規制も存在する。また、第 35 条は、1 トン以上の貨物に重量を表示するという限定的な内容に止まっているが、何人にも適用される荷役災害防止規定という特異な位置を占めていることから、今後の荷役災害防止の在り方を考える上で大きな可能性を秘めている。運送上の危害防止については、発送者、荷主等労働関係の外に存在する者の協力を得るべき局面があることから、使用従属関係にとらわれない広い観点から荷役災害防止規制の充実化を技術的に研究し、本条の発展的改正を検討することも必要と考えられる。ILO では今後第 27 号条約を改正する方針が打ち出されていることから、同様の研究・検討は、ILO 加盟国である日本としても必要となる。その場合は、労働法分野で安全衛生基準を定める必要性や、他の法分野や関係行政機関との棲分けや連携の在り方も併せて追究していく必要があるとともに、国をまたぐ荷役災害防止法制においてはできるだけ多くの国が条約を批准することの外、貨物の物理的・化学的性質の表示・通知に関しては物理的単位や化学品の危険有害性の分類法等に係る国際的統一が課題となるだろう。

第 36 条の規定は、労働安全衛生法第 4 章のうち特別規制に係る第 30 条第 1 項及び第 4 項、第 30 条の 2 第 1 項及び第 4 項、第 30 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 32 条第 1 項から第 5 項まで、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の規定に係る具体的事項を厚生労働省令に委任するというものである。厚生労働省令で定めるとは、これら各本条に基づく労働災害のための具体的事項について、労働行政が主体的かつ機動的に定める権限を有していることを意味するが、第 36 条の規定に基づいて実際に定められている厚生労働省令は多くない。第 36 条を活用するためには、国が、使用従属関係にとらわれない広い観点から安全衛生に関する情報を収集し、誰が管理すれば災害を減らせるかという技術的観点をもってこれ分析し、政策に活かすことが重要であろう。

## A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

- ① 時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。
- ② 安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。
- ③ 安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、枝番号や附則を除き123条ある安衛法のうち第35条及び第36条について、その課題を果たすことにある。

## B. 研究方法

労働基準監督官の職務経験のある分担研究者が、本法及びこれに基づく命令、これに関する解釈例規、関係法令に係る学術書等を検討して研究班会議で報告し、本法の制定・改正に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを心得て洗練させた。

なお、報告書文案の作成に際して、技術的な不明点については、メーリングリストで班員その他の専門家に照会した。

## C. 研究結果

### 1 第35条

#### 1.1 条文

（重量表示）

第三十五条 一の貨物で、重量が一トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならない。ただし、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものを発送しようとするときは、この限りでない。

#### 1.2 趣旨等

本条は、包装されていない貨物でその重量が一見して明らかであるものを除き、1個の貨物で、重量が1トン以上のものを発送しようとする者は、見やすく、かつ、容易に消滅しない方法で、当該貨物にその重量を表示しなければならないことを規定したものである。

本条は、1931年3月16日に批准した船舶に依り運送せらるる重包装貨物の重量標示に関する条約（以下「ILO第27号条約」という。）を本邦において実施するための国内担保法でもある<sup>1</sup>。ただし、本条で重量表示をしなければならない貨物は船舶により運送されるものに限られない<sup>2</sup>。

本法の施行通達では、次のような説明がなされている。

発基第91号  
昭和47年9月18日  
都道府県労働基準局長 殿  
労働事務次官  
労働安全衛生法の施行について  
記

第三 概要

四 労働者の危険または健康障害を防止するための措置（第四章関係）

(二) その他の規制

ニ 重量表示

昭和五年にわが国が批准したILO第二七号条約との関係で、従来、労働安全衛生規則において、一トン以上の貨物についての重量表示に関する規制がなされていたが、ILO条約の裏付けのある規定であることにかんがみ、今回、法律の中に明記したものであること。

基 発 第 602 号

昭和 47 年 9 月 18 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

労働安全衛生法および同法施行令の施行について

記

I 法律関係

9 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置

(8) 第三五条関係

イ 本条は、貨物を取り扱う者が、その重量について誤った認識をもつて当該貨物を取り扱うことから生ずる労働災害を防止することを目的として定められたものであること。

なお、本条の規定は本条だけで完結しており、命令委任はない。

1.3 罰則

本条の規定に違反した者は、第 119 条の規定により、6 箇月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処せられる。

1.4 条文解釈

1.4.1 「一の貨物で、重量が一トン以上のもの」

「一の貨物で、重量が一トン以上のもの」には、数個の貨物をまとめて、重量が一トン以上の一個の貨物としたものも含まれると解される<sup>3</sup>。

したがって、例えば、複数の荷をコンテナに入れて発送する場合にも本条の規定が適用されるものと考えられる。

1.4.2 「発送しようとする者」

本条の「発送」には、事業場構内における荷の移動は含まれない<sup>3</sup>。

本条の「発送しようとする者」は、最初に当該貨物を運送のルートにのせようとする者をいい、その途中における運送取扱者等は含まれない<sup>3</sup>。

なお、数個の貨物をまとめて、重量が一トン以上の一個の貨物とした者は、ここでいう「最初に当該貨物を運送のルートにのせようとする者」に該当する<sup>3</sup>。

また、本条の規定は、貨物の行き先を限定しておらず、またILO第27号条約の趣旨(1.5参照)からしても、本邦の外へ貨物を発送する場合にも適用されることは明らかであろう<sup>4</sup>。

1.4.3 「表示」

重貨物ノ重量標示ニ關スル件(昭和5年内務省令第16號)及び旧労働安全衛生規則第123条では「標示」の語が使用され、労働安全衛生法で「表示」が使用されているが、意義に変わりはないであろう。

なお、ILO第27号条約の英語の正文ではmarking(of weight)であり、外務省による同条約の定訳では「標示」が使用されている

5。

#### 1.4.4 「その重量を表示」

施行通達では、コンテナ貨物についての本条の重量表示は、当該コンテナにその最大積載重量が表示されていれば足りるとしているが<sup>3</sup>、文理上、本条をそのように解釈することはできないのではなかろうか。本条約第1条第2項の特例規定についても、近似的重量（an approximate weight）を許容しているのみであり、コンテナの場合に最大積載荷重でよいと解することは困難であろう。

特に船舶に積載する場合には、船体にかかる荷重のバランスを考慮して貨物を配置する必要があることから、コンテナの最大積載重量しかわからず実際の重量が不明となると、本条の目的を達成することはできないであろう。なお、船舶により本邦外にコンテナ貨物を輸送する場合等においては、船舶安全法に基づく国土交通省令である特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号）第1条の2の2及び第1条の2の3並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第13条第2項及び第31条の2の規定により、コンテナに貨物を入れた状態でその重量を計量するか、コンテナそのものとその内容物の各重量を個別に計量して合計するといういずれも実際に計量する方法により重量を確定しなければならない（1.8参照）。

本条では、単位ないし単位系が指定されていないため、例えばメートル法以外の単位系を使用した場合に本条違反とはならないものと解される。しかし、本条の規定に基づく重量の表示は日本では計量法（平成4年法律第51号）第2条第2項の「証明」

<sup>6</sup>に該当し、同法第8条第1項の規定によりメートル法のキログラム、グラム又はトンによる表示が義務付けられていると考えられる。

また、本条では重量表示の精度ないし正確性について規定されていないが、計量法では第10条で正確な計量（努力義務）、第16条で使用してはならない計量器等について規定し、証明等のために計量をする者による計量の正確性を図っている。

#### 1.4.5 「包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるもの」

「その重量が一見して明らかなもの」とは、丸太、石材、鉄骨材等のように外観より重量の推定が可能であるものをいう<sup>3</sup>。

文理上、透明な材料で包装されていても、本条の規定の適用は免れないだろう。

### 1.5 船舶ニ依り運送セラルル重包装貨物ノ重量標示ニ關スル條約（ILO 第27号条約）

#### 1.5.1 概要

この条約は、ジュネーヴで行われた第12回国際労働総会で審議され、1929年6月21日午前の総会第25次会議の最終評決において98対24で賛成が上回り採択されたものである<sup>7</sup>。

この条約は、1932年3月9日に効力発生、日本では1931年2月20日に批准、同年3月16日に批准登録、同年3月25日に公布され、1932年3月9日に国内効力発生となっている<sup>5</sup>。

その条文は、ILO 駐日事務所のウェブサイトによると、次のとおりである<sup>8</sup>。これは外務省の定訳<sup>5</sup>と若干異なる。

船舶ニ依り運送セラルル重包装貨物ノ重量

標示ニ関スル条約（第 27 号）

国際労働機関ノ總會ハ

国際労働事務局ノ理事会ニ依リジュネーヴニ招集セラレ千九百二十九年五月三十日ヲ以テ其ノ第十二回會議ヲ開催シ

右會議ノ會議事項ノ第一項目ノ一部タル船舶ニ依リ運送セラルル重包装貨物ノ重量標示ニ関スル提案ノ採択ヲ決議シ且

該提案ハ国際条約ノ形式ニ依ルベキモノナルコトヲ決定シ

国際労働機関ノ締盟国ニ依リ批准セラルルガ為国際労働機関憲章ノ規定ニ従ヒ千九百二十九年六月二十一日千九百二十九年ノ重量標示（船舶運送ノ包装貨物）条約ト称セラルベキ左ノ条約ヲ採択ス

第 一 条

1 千キログラム（一メートル式トン）以上ノ総重量ヲ有スル包装貨物又ハ物品ニシテ海又ハ内地水路ニ依リ運送セラルル為本条約ヲ批准スル締盟国ノ領域内ニ於テ発送セラルルモノハ船舶ニ積込マルルニ先チ其ノ総重量ヲ其ノ外部ニ明瞭ニ且耐久ノ標示スベシ

2 精確ナル重量ヲ決定スルコト困難ナル例外ノ場合ニ於テハ各国ノ法令又ハ規則ハ近似ノ重量ガ標示セラルルコトヲ許容スルコトヲ得

3 右ノ要件ガ遵守セラルルコトヲ監視スルノ義務ハ包装貨物又ハ物品ガ発送セラルル国ノ政府ニノミ存シ右ガ其ノ目的地ヘノ途中ニ於テ通過スル国ノ政府ニハ存セザルベシ

4 前記重量標示ノ義務ガ発送者又ハ其ノ他ノ個人若ハ団体ノ何レニ属スベキヤハ各国ノ法令又ハ規則ニ於テ之ヲ決定スルコト

ヲ得

第 二 条

国際労働機関憲章ニ定ムル条件ニ依ル本条約ノ正式批准ハ登録ノ為国際労働事務局長ニ之ヲ通告スベシ

第 三 条

1 本条約ハ国際労働事務局ニ其ノ批准ヲ登録シタル締盟国ノミヲ拘束スベシ

2 本条約ハ事務局長ガ国際労働機関ノ締盟國中ノ二国ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ十二月後ニ於テ効力ヲ発生スベシ

3 爾後本条約ハ他ノ何レノ締盟国ニ付テモ其ノ批准ヲ登録シタル日ヨリ十二月後ニ於テ効力ヲ発生スベシ

第 四 条

国際労働機関ノ締盟國中ノ二国ガ国際労働事務局ニ本条約ノ批准ヲ登録ヲ為シタルトキハ事務局長ハ国際労働機関ノ一切ノ締盟国ニ右ノ旨ヲ通告スベシ事務局長ハ爾後該機関ノ他ノ締盟国ノ通告シタル批准ノ登録ヲ一切ノ締盟国ニ同様ニ通告スベシ

第 五 条

1 本条約ヲ批准シタル締盟国ハ本条約ノ最初ノ効力発生ノ日ヨリ十年ノ期間満了後ニ於テ国際労働事務局長宛登録ノ為ニスル通告ニ依リ之ヲ廃棄スルコトヲ得右ノ廃棄ハ該事務局ニ登録アリタル日ノ後一年間ハ其ノ効力ヲ生ゼズ

2 本条約ヲ批准シタル各締盟国ニシテ前項ニ掲グル十年ノ期間満了後一年以内ニ本条ニ定ムル廃棄ノ権利ヲ行使セザルモノハ更ニ十年間拘束ヲ受クベク又爾後各十年ノ

期間満了毎ニ本条ニ定ムル条件ニ依リ本条約ヲ廃棄スルコトヲ得

第 六 条

国際労働事務局ノ理事会ハ本条約ノ効力発生ヨリ各十年ノ期間満了毎ニ本条約ノ施行ニ関スル報告ヲ総会ニ提出スベク且其ノ全部又ハ一部ノ改正ニ関スル問題ヲ総会ノ会議事項ニ掲グベキヤ否ヤヲ審議スベシ

第 七 条

1 総会ガ本条約ノ全部又ハ一部ヲ改正スル新条約ヲ採択スル場合ニハ締盟国ニ依ル新改正条約ノ批准ハ新改正条約ガ効力ヲ発生シタルトキ前記第五条ノ規定ニ拘ラズ猶予ノ要件ヲ要セズシテ当然ニ本条約ノ廃棄ヲ生ゼシムベシ

2 新改正条約ノ効力発生ノ日ヨリ本条約ハ締盟国ニ依リ批准セラレ得ザルニ至ルベシ

3 尤モ本条約ハ之ヲ批准シタルモ改正条約ヲ批准セザル締盟国ニ対シテハ其ノ現在ノ形式及内容ニ於テ引続キ効力ヲ有スベシ

第 八 条

本条約ハ仏蘭西語及英吉利語ノ本文ヲ以テ共ニ正文トス

1.5.2 採択までの審議経過

この項（1.5.2）は、以下、内務省社会局『1930年第12回国際労働總會報告書』に基づいて記述することとする（ほぼ転載した部分も多いが、わかりやすさのため原則として現代語化し、また若干の字句の意識等を行った箇所がある。）。

1.5.2.1 国際労働事務局からの質問書及び各国政府の回答書

国際労働機関第11回総会においては産業災害予防問題が大きく討議されたが、この問題については、第12回総会において引き続き討議して最終決定を行うため、第11回総会の後、国際労働事務局から各国政府に質問書が送付されたが<sup>9</sup>、この質問書の中には「船舶により輸送される重包装貨物にその重量を記載することを荷送人に対し強制する条約又は勧告に賛成するか」及び「賛成の場合は一定限度以上は貨物に重量を記載することとするがその限度はどうするか」という旨の質問が含まれていた<sup>10</sup>。

これに対する各国政府の回答の概要は概ね次のとおりであった<sup>11</sup>。

船舶により輸送される重包装貨物にその重量を記載することを荷送人に対し強制する条約又は勧告に賛成するか	
賛成	多数
反対	カナダ・ケベック州
効果を疑問視	オーストリア、スウェーデン
貨物に重量を記載すべき対象貨物の重量	
2000kg 以上	アイルランド
1500kg 以上	チェコスロヴァキア、ドイツ
1000kg 以上	ベルギー、デンマーク、フィンランド、フランス、イギリス、インド、ラトヴィア、ノルウェー、スウェーデン
500kg 以上	オランダ
150kg 以上	エストニア
100kg 以上	ポルトガル
なお、ドイツ及びチェコスロヴァキアは、内水港において取り扱われる包装貨物については海港よりも通常使用されている起重	

機の能力が小さいことを挙げて重量を記載すべき限度を低下させるべきと主張した。

#### 1.5.2.2 国際労働事務局の条約案草案

国際労働事務局は、これらの回答を基礎として、次の条約案の草案を作成し、第12回総会に提出した<sup>12</sup>。

船舶ニ依リ輸送セラルル重包装貨物ノ重量ノ表示ニ關スル條約案草案  
 千「キログラム」（一「メートル」噸）以上ノ全重量ヲ有スル包装貨物又ハ物品ニシテ本條約ヲ批准スル締盟國ノ領土内ニ於テ發送セラレ海上、河川又ハ其ノ他ノ内地水路ニ依リ輸送セラルヘキモノニ對シテハ船舶ニ積込ム前ニ其ノ全重量ヲ其ノ外部ニ明瞭ニ讀ミ易ク且耐久的ニ表示スヘシ  
 右ノ重量表示責任カ荷送主其ノ他ノ個人又ハ團體ノ何レニ屬スヘキヤニ付テハ各國ノ法令又ハ規則ニ於テ之ヲ定ムモノトス

#### 1.5.2.3 災害予防委員会における審議<sup>13</sup>

1929年5月31日午前の第12回総会第3次会議において、船舶により輸送される重包装貨物の重量の表示に関する条約案の件を含む産業災害予防問題を審議するため災害予防委員会の設置を決定し、同日午後の同第4次会議において同委員会の委員数を政府側34名、使用者側及び労働者側を各17名、合計68名と決定し、翌6月1日午前の同第5次会議において各委員を選任した<sup>14,15</sup>。

同委員会は1929年6月1日から同月17日まで13回の会議を重ねたが、船舶により輸送される重包装貨物の重量の表示に関する条約案については、1929年6月15日午前の同委員会第12次会議で審議が開始された。

ここでベルギーの使用者代表ジェラル

が本件について「各国政府から勧告とすべきという回答が多い」「条約案を批准しない国があるときは荷役労働者が重量の記載なき包装貨物を条約案により表示すべき重量以下と誤解して災害を惹起するだろう」との旨を主張して条約ではなく勧告とすべきと提案し、加えて、アメリカ合衆国がILOに加盟していないことによる困難に注意を喚起した。これに対し、ドイツの政府側顧問ファイグが「実際上の困難はそれほど大きいとは思われず、本条約案のような規定は他の措置と同様に港湾規則中に含めることができるだろう。」との旨述べた。

次に、ドイツの使用者側顧問クレディッツが「包装貨物に重量を表示することが安全を促進することは認めるが、実際上には幾多の困難があり、例えば本案中の『物品』(object)という語は木材貨物に適用すべきが如く思われるが、これは実行困難であることから、条約案とするよりも寧ろ勧告とするべきと思惟する」との旨述べ、オランダ使用者側代表レグートが「条約案として採択された場合は既に採択されている他の条約案と同様に多数の国の批准は他国の批准に依存することとなるべく多くの国は貿易がその国の港より奪われる場合には条約案を批准することを躊躇するであろうから、本案は勧告とするべきだ」と述べた。

イギリス使用者側顧問ベイレイが「本問題については条約案も勧告も採択することはできないと思惟する。提案の目的は荷役労働者に対し一層大なる安全を確保することにあるがその効果は彼らの作業を一層危険にさせるだろう。また、実際上実施することができない幾多の理由があることから委員会は本問題を放棄すべきと思惟する」

との旨を述べ、ベルギー政府側顧問ヴァンデワイヤーが「条約案はこれを批准した国の領土内において積み込まれた包装貨物に適用すべきことはわかるが、この領土内において卸された包装貨物にもまた適用するものとすれば、殆ど打開しがたい実際上の困難があるだろうと思料する」との旨を述べ、フランス労働者側顧問キーヤンは「労働者側は条約案に賛成である。これを実施するに当たっては困難があるだろうがそれは一切の条約案についても同様でありおそらく若干の国が実施し始めるときは他国もまた実施するようになるだろう」として条約案とすべきことを主張した。

次に、ドイツ政府側顧問ファイグが「今までに挙げられた実際上の困難は他の条約が直面するところよりも少ないだろうと思惟する」との旨を述べたところ、ベルギー使用者側代表ジェラルはファイグの意見に反対し、本案を勧告とすることに賛成である旨を述べた。

委員長は「事務局案によれば条約案を批准しかつ海上又は内地水路により包装貨物を発送する国の政府のみが重量表示に対し責任を有するものであり、他の国の政府はそうではない。換言すれば、通貨国は責任がない」と説明したところ、ドイツ政府側顧問ファイグはこの意見に賛成せず「重量が表示されるか否かを検査する責任を有すべきなのは包装貨物が積み込まれた港湾の当局者であると思惟する。これは、保護されるべきなのは荷役労働者であることの当然の帰結である」と論じ、オランダ政府側顧問ショルテは委員長の解釈に賛成し、ベルギー使用者側代表ジェラルは「これら2種の解釈はともに異なる理由のため

実行不可能である。ともかく本問題は条約案とするには余りに複雑であることは明らかである」と述べ、委員長は自己の解釈を固執し「本提案にして採択されるならば起草委員会は誤解の余地のないようにこれを作成することを要す」と述べた。

このような議論を経て、条約案の代わりに勧告を採択すべきとするジェラルの提案が表決に付されたが、45対40により否決された。

次に、ベルギー使用者側代表ジェラルは「又ハ物品」という語は昨年採択された質問書中に見られないこと及びこれは樹幹又はその他の木材貨物に適用されることを以て實際上著しい困難を生ずることを理由としてこれを削除することを提案したところ、委員長は「「包装貨物」(package)という語は包装された貨物に適用するのに対して「物品」(object)という語は包装されていない貨物に関係するものであるが、これには木材のようにバラ(loose articles)の貨物は含まれるものではないと思惟する」と述べ、「又ハ物品」の語を削除するという提案は、39対39で不成立となった。

次に、日本政府側顧問木村清司が条約案第1項に「重量ヲ定ムルコト困難ナル特別ノ場合ニ於テハ當該國ノ法律ハ本規則ニ對スル例外ヲ認ムルコトヲ得」という字句を附加することを提案した。委員長はドイツ政府側顧問スティラーの質問に答え、「本案は全重量を明瞭に表示すべきことを提案するものにして概算重量の問題は存在しえない」と述べ、木村清司の修正案は41対39で否決された。

次に、ベルギー使用者側代表ジェラルが「其ノ他ノ個人又ハ團體」という字句を



削除することを提案し、オランダ使用者側代表レグートは原荷送主以外の者の一切の責任を明瞭に排除する必要を力説したが、この提案は43対39で否決された。

次に、スウェーデン使用者側代表ラルソンが「本条約ハ之ヲ批准セサル國ヨリ發送セル通過貨物ニ適用セス」の1項を附加することを提案した。委員長は「この修正案は實際上贅物でありかつ一般に起草委員会がこの点を明瞭にすることを希望している」と述べたところ、ベルギー労働者側顧問ボンダスが「この修正案は原文を制限するものであると思惟するが、起草委員会に期待するところは何なのか知りたい」と述べ、これに対して委員長は「この修正案は何ら原案を変更するものではないが故に起草委員会においてはこの趣旨を明らかにするべきである」と答えた。

次に、日本政府側顧問木村清司は議事録中に「日本政府は各国が本案の目的上その自国語を使用する自由を有するべきものと思惟する」旨を記載することを希望した。

委員長はもはや修正案がないことを以て本条約案は事務局原案どおり採択されたるものと認める旨を述べた。

#### 1.5.2.4 災害予防委員会が決定した条約案

16

船舶ニ依リ輸送セラルル重包裝貨物ノ重量ノ表示ニ關スル條約案草案千「キログラム」（一「メートル」噸）以上ノ全重量ヲ有スル包裝貨物又ハ物品ニシテ本條約ヲ批准スル締盟國ノ領土内ニ於テ發送セラレ海上又ハ内地水路ニ依リ輸送セラルヘキモノニ對シテハ船舶ニ積込ム前ニ其ノ全重量ヲ其ノ外部ニ明瞭且耐久的ニ表示スヘシ

右ノ要件カ遵守セラルルカヲ遵守スルノ義務ハ専ラ重包裝貨物又ハ物品ノ發送セラレタル國ノ政府ニ存シ右ノモノカ其ノ目的地ニ達スル迄ニ通過スル國ノ政府ニ存セサルモノトス

右ノ重量表示責任カ荷送主其ノ他ノ個人又ハ團體ノ何レニ屬スヘキヤニ付テハ當該國ノ法令又ハ規則ニ於テ之ヲ定ムモノトス

#### 1.5.2.5 総会における審議・採択<sup>17</sup>

総会は、1929年6月19日午前の第21回会議において本条約案に関する審議を行った<sup>18,19</sup>。

まず、委員会委員長兼報告委員であるイギリス政府側代表サー・マルコム・デレヴィンニュが「条約案の趣旨につき何も言う必要はないと思うが、条約案は多数の国家が批准しなければその価値がないことから、条約案が総会で採択されるに至った場合には、可能な限り関係国が同時に批准するよう最善の努力をすべきものであると思惟する」旨を述べ、次に議長が本条約案について、日本政府から第1項に「精確ナル重量ヲ定ムルコト困難ナル例外的ノ場合ニ於テハ當該國ノ法令又ハ規則ハ概算重量ヲ表示スルコトヲ認ムルコトヲ得」の1項を加えるという修正案があったことを述べ、日本国政府側代表吉阪俊藏はこの修正案の提出理由を次のとおり述べた。

本修正案ノ目的トスル處ハ精確ナル重量ヲ定ムルニ由ナキ場合ニハ重包裝貨物ニ概算重量ヲ表示スルコトヲ認ムル例外ヲ規定セントスルニ在リ製造業者及廻送業者ヲシテ其ノ製造シ又ハ取扱フ重貨物ノ精確ナル重量ヲ確ムル爲何等ノ設備ヲ有セサル場合——極メテ稀ナルコトニシテモ——アリ得ヘシ

右ノ例外ノ實際的適用ハスル重貨物ヲ取扱フコト極メテ稀ニシテ從テ捲揚用機械ノ存在セサル河川又ハ湖水ニ於テ重貨物ヲ一地點ヨリ他ノ地點ヘ輸送スル場合ニ限ラルヘシ例ヘハ記念碑、庭園等ニ使用スル爲遠隔ノ山腹ヨリ採取セル石ヲ手近ニ計量機ナキ場所ニ於テ運搬スル場合ノ如キ其ノ一例ナリ

吾人ハスル例外ヲ明瞭ニ認ムルニ非サレハ多數ノ國ノ批准ヲ得ルニ付困難存スヘシト信ス條約案ノ條文ヲ嚴守スルコトハ現在ノ儘ニテハ明カニ不可能ナリ吾人カ本修正案ヲ提出スルノ意向ハ根本的原則ヲ損フコトナクシテ能フ限り條約案ノ條文ヲ遵守セシメントスルニ在リ本項ノ挿入ニ依リテ安全ノ程度カ低減セラレサルヤヲ虞ルル要ナシ右ハ却テ批准ノ可能性ヲ増加シスケテ條約案ノ終極目的タル安全原則ノ實際的適用ヲ促進ス

右ノ事情ニ基キ余ハ總會ニ對シ本修正案ノ重要性ヲ考慮シ且之ヲ條約案ノ本文中ニ挿入スヘシトスル吾人ノ提案ヲ支持センコトヲ要求ス

ドイツ政府側顧問ファイグは「本條約案はドイツ政府の発案に基づくものであり、實際上の結果を得るためには勧告では不十分であり條約案の必要がある」とし更に「これに関し重要な問題はこれらの措置の実行について責任ある国がどこになるかという問題であるが、委員会は重包装貨物又は物品が初めて発送される国が責任を有すべきことを提案したが、私としては、重包装貨物又は物品が船舶に積み込まれかつこれらの措置により労働者が保護されるべき国に責任を課すことが一層理論的であると思惟する」旨を述べ、ベルギー使用者側代表ジ

ェラールは「使用者団を代表して本條約案のような條約案の成功は多数の国の同時的批准を得ることに依存するが、これはアメリカ合衆国のような極めて重要な国が批准しないだろうことからして極めて困難になるだろう」として更に「多くの国は自国の諸港に利害関係があることを以て本條約案を批准することを躊躇するだろうし、他方、非海運国は提案の保護措置について自国労働者に直接の関係がないことを以てこれを批准しないだろう」として本條約案を否決すべきと主張した。

フランス政府側代表フォンテーヌは「私は修正案については賛否いずれの投票をもしない。思うに、この修正案が採択されてもされなくても実際には変化がないだろうからである。原案は決して精確な重量を表示することを要求するものではなく、一切の事情を考えると精確なる重量を表示することを期待することは合理的でも可能でもない。従って修正案が採択されても実際上には変化はない。」と述べ、イギリス使用者側顧問ジェンキン・ジョーンズはジェラールの意見に附言して「原案によれば重量表示の責任は荷送主にあるが、荷送主はどの国のどの市町村にもあちらこちらに散在しているから、このような規定は全く実施しがたいものであると思惟する。他方で、ある場合には重包装貨物に精確な重量を表示することは不可能であり日本政府の修正案は原案がいかにも実行しがたいかを示すものであり、なお精確な重量を表示することができない場合に概算重量を表示することは表示がないよりも却って危険である。」として條約案に反対し、オランダ政府側代表ノーレンスはジェラールが非海運国は提

案のような保護措置について自国労働者に直接関係が無いから本条約案を批准しないだろうと述べたことに対して「各国間の連帯に訴えなければならぬ」として更に「本条約案については他の条約案よりも一層一般的に批准される必要があることから、本条約案の標準規定中には条約が効力を発生するのに必要な批准数を多くし、又は本条約案を実施するためには各締盟国間に特惠条約を締結することを要することとするべきである」として最後に「本条約案は決して化学的に精確な重量を表示することを要求するものではなく、近似重量を要求するに過ぎないものであるが、なおこの点についての懸念を除去し条約案を批准、そしてその実際上の適用を一層容易にするため日本政府の修正案を受け入れることを望まむと思惟する」旨述べた。ここで日本政府の修正案を表決に付したところ、80対3で可決された。

次に、その修正された条約案全体について採決したところ、82対24で可決され、一旦起草委員会に附議した後、総会に上程した。

本案は、その後1929年6月21日午前の総会第25次会議において最終表決に付され、その結果98対24を以て採択された。

### 1.5.3 批准国

ILOのウェブサイト<sup>20</sup>によれば、66カ国が本条約を批准しているが、このうち南アフリカ共和国がnot in forceの状態にあり<sup>21</sup>、デンマークのうちグリーンランドについてはnot applicableとなっている<sup>22</sup>。

図1に、本条約の批准状況を世界地図で表した。

### 1.5.4 国際労働機関による適用監視

国際労働機関では、条約・勧告適用専門家委員会（Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations, CEACR）<sup>23</sup>が各国に於ける国際労働基準の運用状況を監視しており、本条約も対象となっている<sup>24</sup>。日本における本条約の適用状況については、2007年、2009年にobservation、2013年にdirect requestが実施されている<sup>25</sup>。

2007年のobservationにおいては、日本労働組合総連合会（略称「連合」）の見解が示されているが、これによると、輸出入貨物は殆どコンテナに入れられていることから個々の荷の重量を確認することは不可能であり、本条約の目的から、コンテナの実重量が外面に標示されるべきとしていた。しかし、この問題については、2016年7月1日発効の改正海上人命安全条約でコンテナ総重量の正確な証明が義務付けられたことから、解決済の可能性はある（1.9参照）。（未了）

### 1.5.5 改正の必要性の決定

本条約は、国際労働基準の見直しのため開催されたいわゆるカルティエ委員会（1995～2002年）において、改正の必要があるとされ<sup>26</sup>、理事会でもこれが決定されているが、未だ改正に向けた詳細な議論には至っていない<sup>27</sup>。

## 1.6 沿革

### 1.6.1 国際労働基準の設定

ジュネーブで行われた第12回国際労働総会において、昭和4年6月21日、船舶に依り運送せらるる重包装貨物の重量標示に関する条約（ILO第27号条約）が採択され、その後昭和7年3月9日に効力を発生した。

日本は昭和6年2月20日これを批准し、同年3月16日に批准登録、3月25日に公布し、昭和7年3月9日に国内で効力発生した<sup>5</sup>。本条約の詳しい沿革については、1.5.2及び1.5.5で述べる。

### 1.6.2 労働基準法制定以前

日本では、この条約を批准するため、重貨物ノ重量標示ニ關スル件（昭和5年内務省令第16號）が昭和5年5月6日に公布され、昭和5年7月1日に施行された。

（昭和5年5月6日付官報第1002號）

◎内務省令第十六號

重貨物ノ重量標示ニ關スル件左ノ通定ム

昭和五年五月六日

内務大臣 安達 謙藏

重貨物ノ重量標示ニ關スル件

第一條 一貨物ニシテ重量千疋以上ノモノ（包裝セラレザル木材、石材、鐵材其ノ他之ニ類スルモノヲ除ク）ヲ發送セントスル者ハ發送前見易ク且容易ニ消磨セザル方法ヲ以テ其ノ重量ヲ表記スベシ但シ當該貨物ノ重量ヲ計量シ難キ場合ニ於テ其ノ重量千疋以上ナリト推定セラルルトキハ推定重量ヲ表記スベシ

第二條 貨物發送者前條ノ規定ニ違反シタルトキハ科料ニ處ス

第三條 貨物發送者未成年者若ハ禁治產者ナルトキ又ハ法人ナルトキハ之ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 貨物發送者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本令ニ違反スル所爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處

罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

附 則

本令ハ昭和五年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令第1条には、本条約第1条第2項の規定に基づき「但シ當該貨物ノ重量ヲ計量シ難キ場合ニ於テ其ノ重量千疋以上ナリト推定セラルルトキハ推定重量ヲ表記スベシ」との特例が設けられたが、本条約の当該規定は、ILOにおける条約案の採択にあたり日本政府が提案したものである（1.5.2.5参照）。

また、本令において既に、対象貨物を船舶により運送されるものに限定していなかったことに注意を要する。

戦後、日本国憲法の施行と同時に、内務省令である本令を含む独立命令については原則として効力が失われることとなったが、日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律（昭和22年4月18日法律第72号）第1条の規定により、日本国憲法施行後も昭和22年12月31日までに限り効力を有したものと考えられる。

### 1.6.3 労働基準法の制定

その後、ILO第27号条約の国内担保法は、労働安全衛生規則（昭和22年10月31日労働省令第9号、以下「旧労働安全衛生規則」という。）第123条に引き継がれることとなり、同令は昭和22年11月1日に施行された。

労働安全衛生規則（昭和二十二年十月三十一日労働省令第九号）

第二編 安全基準

第六章 崩壊、落下の予防

第二百三條 一貨物で、一トン以上の重量物を發送し、又は運搬しようとするときは、見易く、且つ容易に消滅しない方

法で、その重量を標示しなければならない。但し、貨物の重量を計測し難い場合で、その重量が一トン以上であると推定されるときは、推定重量を標示しなければならない。

同条については、労働省労働基準局(1968年)『労働法コンメンタール3 改訂新版 労働基準法 下』（労務行政研究所）<sup>28</sup>で次のとおり解説がなされている。

第四十五条 略

【解説】

(2) 安全基準

(8) 崩壊、落下の予防

(g) 貨物の重量標示

重い重量の品物を運搬し、取り扱う場合に、その品物の正確な重量が明らかであれば各種の便宜がえられ、また災害防止上にも有効である。第一三回国際労働総会において「船舶に依り運送される重包装貨物の重量標示に関する条約」（第二七号）が採択されており、諸外国においてもこの重量標示に関し法令をもって規定している例が多い。安全衛生規則第一二三条では、船舶運送に限らず一般の貨物に対しても重量が一トン以上の一貨物を発送し、又は運搬しようとするときは、見易く、容易に消滅しない方法で、その重量を標示することを規定し、貨物の重量が計測し難い場合で、その重量が一トン以上であると推定されるときはその規定重量を標示しなければならないことを規定している。なお、この規定は、包装、結束の有無にかかわらず適用があり、また一貨物とは運送荷役において取扱との対象となる一単位重量物をい

うものと解されている（昭和三三・二・一三基発第九〇号）。

同条は、同書の労働基準法第45条の逐条解説中で解説されていることから考えると、労働基準法第45条の命令委任規定に基づいて使用者が講ずべき危害防止基準を定めたものと思われる。

しかし、旧労働安全衛生規則第123条は名宛人を特定しておらず何人<sup>なんびと</sup>にも適用されるような規定振りとなっているから、この点が問題となる。即ち、同条の規定を使用者を義務主体として適用する場合には、労働基準法第42条及び第45条の委任規定と解することができるが、使用者以外を義務主体とする場合については、根無し規定となる。

ところで日本は、条約に関して一般的受容方式（国際法を国内法に一般的に受容してその国内的効力を認めるとするものである。この場合、国際法を国内法として立法し直す必要はなく、議会の承認を得ることである。）を採っていることから<sup>29</sup>、旧労働安全衛生規則第123条が使用者以外を名宛人に係る部分が根無しとしてもILO第27号条約が効力を有していたことに違いはないであろう。

1.6.4 沖縄法令

戦後、アメリカ合衆国の統治下にあった沖縄では、昭和28年9月1日に労働基準法（1953年立法第44号）が公布され、同年10月1日から施行され、本土と同様、安全及び衛生に関する具体的事項については労働安全衛生規則（一九五四年規則第五号）に委任されたが、その中に重量標示規定がおかれた<sup>30</sup>。

労働安全衛生規則（一九五四年規則第五号）

第二編 安全基準

第六章 崩落、落下の予防

第二百二十八条 一貨物で、一トン以上の重量物を發送し、又は運搬しようとするときは、見易く、且つ容易に消滅しない方法で、その重量を標示しなければならない。但し、貨物の重量を計測し難い場合で、その重量が一トン以上であると推定されるときは、推定重量を標示しなければならない。

沖縄は、労働安全衛生法公布目前の昭和47年5月15日に本土に復帰し、本土の法令が適用されるようになっている。

1.6.5 労働安全衛生法の制定

本条約の国内担保法は、本法の施行とともに労働基準法から本条の規定にとって変わった。ただし、貨物の重量が計測し難い場合の推定重量の表示に関する特例は本条には受け継がれなかった。また、包装されていない貨物で、その重量が一見して明らかであるものに係る除外が明記されることとなった。

1.7 運用（適用）

重貨物に対して本条の規定に基づく重量表示がなされていない場合は、貨物荷役作業において重量を実際より少なく見積もってしまうこと等により、クレーンが転倒したり、過荷重によりクレーン等のワイヤロープが切断したりする事故が生じ、あるいは貨物を船舶内に配置する際に重量のバランスが崩れて船舶が傾く等の問題が生じることが考えられる。

本条の規定の適用を受ける貨物としては、例えばコンテナ、包装された機械設備、フレコンバックに入れられた土石等が考えら

れる。

1.8 関係分野の状況

船舶安全法（昭和8年法律第11号）に基づく命令である特殊貨物船舶運送規則（昭和39年運輸省令第62号）第1条の2の2及び危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）第13条第2項において、荷送人が貨物ユニット（自動車、コンテナ、パレット、ポータブルタンクその他の輸送用器具をいう。）を船長等に報告することが義務化されている。船舶安全法については、海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）の国内担保法であるため、1.9で述べることにする。

船員法、鉱山保安法等本法以外の労働安全衛生に関する法令において重量表示規制は不見当であった。

1.9 関係国際法規

千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約（昭和55年5月15日加入書寄託，同24日公布・告示，同25日国内効力発生）附属書第7章で火薬類その他の危険物の運送に係る安全について規定しており、例えば第4規則において「危険物を入れた容器には、正しい専門的名称（取引上の名称は、使用してはならない。）によつてその内容を表示するものとし、明確な標識を付してその危険性を明らかにする。」と規定している<sup>31</sup>。

同条約の附属書がその後改正され、新第6章第2規則により、荷送人は船長等に対し貨物又は貨物ユニット（コンテナなど）の総重量等を記載した貨物資料を提供しなければならないことが規定され（1994年1月1日発効）<sup>32</sup>、その後さらなる改正により、当該総重量の計量方法が定められた

（2016年7月1日発効）<sup>33</sup>。

（続く）

## 2 第 36 条

### 2.1 条文

（厚生労働省令への委任）

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第六項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

### 2.2 趣旨及び概要

本条は、本法第 4 章（労働者の危険又は健康障害を防止するための措置）のうち特別規制に係る部分に関し、厚生労働省令に委任する事項をまとめて規定したものである。

同章は、前半（第 20 条～第 28 条の 2）において直接的な雇用関係に基づいた事業者及び労働者の義務を定めているが、それだけでは労働災害を防止するのに不十分であるため、後半（第 29 条～第 35 条）において請負関係により雇用主が異なる労働者が一の場所で混在作業を行う場合等を想定し、その元事業者及び注文者の義務並びにこれらに応じた関係請負人及び関係労働者の義務を定めているほか、発注者による違法な指示の禁止、機械等貸与者等及び建築物貸与者の義務並びに ILO 第 27 号条約に関する重量表示義務を定めている。

そして、これらのうち厚生労働省令へ委任する事項について、前半は第 27 条で、後半は本条で規定している。

ただし、当該後半のうち、第 29 条、第 29 条の 2、第 31 条の 4、第 32 条第 7 項及び第 35 条については、名宛人が講ずべき措置に係る命令委任規定はない。また、第 31 条の 3 については、同条の中で厚生労働省令への委任を定めており本条の規定による命令委任はなされていない。また、第 31 条の 3 第 1 項のように「厚生労働省令で定めるところにより」と本条中に規定するものも認められる。

なお、第 32 条第 6 項については、現在、本条の規定により委任された厚生労働省令の規定が存在しないため<sup>34</sup>、死文となっている。

### 2.3 被引用規定

本条で引用されている規定の概要は次のとおりである。

条項	規定内容の概要
第 30 条 第 1 項	特定元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、協議組織の設置等労働災害を防止するための必要な事項に関する必要な措置を講じなければならないこと。
第 30 条 第 4 項	統括安全衛生管理義務者として指名を受けた事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、第 1 項に規定する措置を講じなければならないこと。また、この場合においては、当該指名された事業者及び当該指名された事業者以外の事業者については、第 1 項の規定は、適用しないこと。



第 30 条 の 2 第 1 項	製造業その他政令で定める業種に属する事業(特定事業を除く。)の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため、作業間の連絡及び調整を行うことに関する措置その他必要な措置を講じなければならないこと。	第 31 条 の 2	化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、又は取り扱う設備で政令で定めるものの改造その他の厚生労働省令で定める作業に係る仕事の注文者は、当該物について、当該仕事に係る請負人の労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。
第 30 条 の 2 第 4 項	第 30 条の 2 第 1 項の元方事業者に関しても第 30 条第 4 項と同様の規定を定めるものである。	第 32 条 第 1 項	第 30 条により特定元方事業者(特定元方事業者が複数存在する場合は統括安全衛生管理義務者として指名を受けた特定元方事業者)により講ぜられる措置に応じて、当該事業者以外の請負人も必要な措置を講じなければならないこと。
第 30 条 の 3 第 1 項	第 25 条の 2 第 1 項に規定する仕事が数次の請負契約によつて行われる場合(第 4 項の場合を除く。)においては、元方事業者は、当該場所において当該仕事の作業に従事するすべての労働者に関し、同条第 1 項各号の措置を講じなければならないこと。また、この場合においては、当該元方事業者及び当該元方事業者以外の事業者については、同項の規定は、適用しないこと。	第 32 条 第 2 項	第 30 条の 2 により元方事業者(元方事業者が複数存在する場合は統括安全衛生管理義務者として指名を受けた元方事業者)により講ぜられる措置に応じて、当該事業者以外の請負人も必要な措置を講じなければならないこと。
第 30 条 の 3 第 4 項	第 30 条の 3 第 1 項の元方事業者に関しても第 30 条第 4 項と同様の規定を定めるものである。	第 32 条 第 3 項	第 30 条の 3 により元方事業者(元方事業者が複数存在する場合は統括安全衛生管理義務者として指名を受けた元方事業者)により講ぜられる措置に応じて、当該事業者以外の請負人も必要な措置を講じなければならないこと。
第 31 条 第 1 項	特定事業の仕事を自ら行う注文者は、建設物、設備又は原材料を、当該仕事を行う場所においてその請負人の労働者に使用させるときは、当該建設物等について、当該労働者の労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。	第 32 条 第 4 項	第 31 条第 1 項の場合において、当該建設物等を使用する労働者に係る事業者である請負人は、同

	項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならないこと。
第32条第5項	第31条の2の場合において、同条に規定する仕事に係る請負人は、同条の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じなければならないこと。
第33条第1項	機械等貸与者は、当該機械等の貸与を受けた事業者の事業場における当該機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。
第33条第2項	機械等貸与者から機械等の貸与を受けた者は、当該機械等を操作する者がその使用する労働者でないときは、当該機械等の操作による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。
第34条	建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた事業者の事業に係る当該建築物による労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと。ただし、当該建築物の全部を一の事業者に貸与するときは、この限りでないこと。
第32条第6項	第30条第1項若しくは第4項、第30条の2第1項若しくは第4項、第30条の3第1項若しくは第4項、第31条第1項又は第31条の2の場合において、労働者は、これらの規定又は前各項の規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守らなければな

	らないこと。
第33条第3項	第33条第2項の機械等を操作する者は、機械等の貸与を受けた者が同項の規定により講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならないこと。

#### 2.4 本法中の他の委任条項との比較

本法には、「…は、厚生労働省令で定める。」という規定方法が14箇所（ただし、うち1箇所は準用規定）あり、各委任規定の対象となる条項は次のとおりである。

章別	省令委任の対象となる条項又は事項	省令委任規定
第4章	第20条～第25条、第25条の2第1項、第26条	第27条第1項
	第30条第1項及び第4項、第30条の2第1項及び第4項、第30条の3第1項及び第4項、第31条第1項、第31条の2、第32条第1項～第5項、第33条第1項及び第2項、第34条、第32条第6項、第33条第3項	第36条
第5章	第53条の2第1項	第53条の2第2項
	第57条の2第1項及び第2項	第57条の2第3項
第6章	健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項	第67条第4項
第7章の2	免許証の交付の手續その他免許に関して必要な事項	第74条の2
第8章	免許試験の受験資格、試験科目及び受験手續並びに教習の受講手續その他免許試験の実施について必要な事項	第75条第5項
	試験事務規程で定めるべき事項	第75条の6第2項
	指定試験機関等に関する事項	第75条の12第2項
	技能講習の受講資格及び受講手續その他技能講習の実施について必要な事項	第76条第3項
第10章	産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項	第93条第4項

	第99条の2第1項	第99条の2第3項
	第99条の3第1項	第99条の3第2項
この法律に定めるもののほか、この法律の規定の実施に関し必要な事項	第115条の2	

このうち、実体規定としての安全衛生基準の省令委任に関するものは、本条第1項及び第36条であり、さらに包括的規定である第115条の2もまた安全衛生基準に関する事項を委任する規定である可能性がある。

なお、第27条では第2項で省令制定に際して公益関係法令へ配慮する旨が規定されているが、本条ではそのような規定は設けられていない。

## 2.5 沿革

### 2.5.1 特別規制の沿革

工場という「場」を規制していた工場法において、保護対象である職工は工業主との直接の雇用関係がない下請け労働者も含む概念であり、その点では特別規制は必要としていなかった。しかし、戦後、労働基準法では義務主体が工場法の「工業主」から「使用者」に、保護客体が「職工」から「労働者」に変わったことにより、が基使用従属関係を前提としたものとなったことから<sup>35</sup>、請負関係における規制は一度後退したといえる。

労働基準法の枠組においても、河村産業所事件（名古屋高裁判決昭和46年（う）第262号昭和46年2月28日・最高裁第二小法廷判決昭和47年（あ）第833号昭和48年3月9日）のように、元請負人が下請負人の労働者に対する実質的な指導監督の権限を有する場合に元請負人に使用者性が認められた例もあったが、個別事件に対する適用の問題にすぎず、労働基準法第10条及び第5章による責任体制の構造を根本的に

変えるものだったとはいえないと考えられる。

その後、産業の進展による労働災害の増加への対策として、労働災害防止団体等に関する法律(昭和39年6月29日法律第118号、現=労働災害防止団体会法)が制定され、同法第4章では、特別規制として、元方事業主及び注文者の義務及びこれに対応する請負人及び労働者の義務等について規定された。

この立法趣旨については、制定当時の労働福祉事業団の雑誌『労働福祉』（昭和39年8月号）において「建設業等では使用者を異にする労働者が混在し、使用者間の連絡不十分による災害の発生がみられるが、使用者と使用する労働者の関係を規制する労働基準法では、この事態を規制することはできない。そこで、元請事業主等に直接使用従属関係にない下請業者に使用される労働者の統一的安全管理義務等を課することとしている。」<sup>36</sup>と説明された。

その後昭和47年の本法制定に際し、労働災害防止団体等に関する法律第4章の規定群は若干の変形を経て本法第4章後半に移された。

### 2.5.2 本条の改正経過

本法制定時の本条の規定は次のとおりであった。

<p>(労働省令への委任)</p> <p>第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第三項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定め</p>
--

る者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

その後、労働安全衛生法の一部を改正する法律（昭和55年6月2日法律第78号）により、次のとおり改正され、同法附則第1条第1号及び労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（昭和55年11月14日政令第296号）の規定に基づき昭和56年6月1日から施行された。

（労働省令への委任）

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第四項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、労働省令で定める。

また、中央省庁等改革関係法施行法（平成11年12月22日法律第160号）第705条の規定により次のとおり改正され、平成13年1月6日から施行された。

（厚生労働省令への委任）

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十二条第一項から第三項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第四項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

さらに、労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年11月2日法律第108号）により次のように改正され、平成18年4月1日から施行され、現在に至る。

（厚生労働省令への委任）

第三十六条 第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十二条第一項から第五項まで、第三十三条第一項若しくは第二項又は第三十四条の規定によりこれらの規定に定める者が講ずべき措置及び第三十二条第六項又は第三十三条第三項の規定によりこれらの規定に定める者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

## 2.6 運用

各本条の逐条解説に委ねることとしたい。

D. 考察及び E. 結論

第 35 条は国際労働基準（ILO 第 27 号条約）の国内担保法ではあるが、実際的な効果は労働安全に止まらず運輸安全あるいは公衆の安全にも及ぶものであり、運輸法令の一部を構成してもおかしくない内容だといえるだろう。また、第 35 条は、1 トン以上の貨物に重量を表示するという限定的な内容に止まっているが、<sup>なんびと</sup>何人にも適用される荷役災害防止規定という特異な位置を占めていることから、今後の荷役災害防止の在り方を考える上で大きい可能性を秘めている。運送上の危害防止については、発送者、荷主等労働関係の外に存在する者の協力を得るべき局面があることから、使用従属関係にとらわれない広い観点から荷役災害防止規制の充実化を技術的に研究し、本条の発展的改正を検討することも必要ではないだろうか。ILO では今後第 27 号条約を改正する方針が打ち出されていることから、同様の研究・検討は、ILO 加盟国である日本としても必要となる。その場合は、労働法分野で安全衛生基準を定める必要性や、他の法分野や関係行政機関との棲分けや連携の在り方も併せて追究していく必要があるとともに、国をまたぐ荷役災害防止法制においてはできるだけ多くの国が条約を批准することの外、貨物の物理的・化学的性質の表示・通知に関しては物理的単位や化学品の危険有害性の分類法等に係る国際的統一が必要となるだろう。

第 36 条は、特別規制中「必要な措置」と抽象的に規定している部分の具体的事項を一括して厚生労働省令に委任することを定めるものである。第 27 条第 2 項の如き公益

配慮規定は第 36 条には存在しないが、これは本条にも附帯されていても不思議ではないだろう。また、厚生労働省令で定めるとは、特別規制の各本条に基づく労働災害のための具体的事項について、労働政策審議会を経て労働行政がある程度主体的かつ機動的に定める権限を有していることを意味する。しかし、実際に定められている特別規制に係る厚生労働省令（労働安全衛生規則第 4 編で規定されている。）は多くない。第 36 条を活用するためには、国が、使用従属関係にとらわれない広い観点から安全衛生に関する情報を収集し、誰が管理すれば災害を減らせるかという技術的観点をもってこれ分析し、政策に活かすことが重要であり、情報の収集方法としての労働基準監督機関等による災害調査等や労働者死傷病報告にも検討を加える必要もあるだろう。

F. 研究発表

1. 論文発表

無

2. 学会発表

無

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

無

2. 実用新案登録

無

3. その他

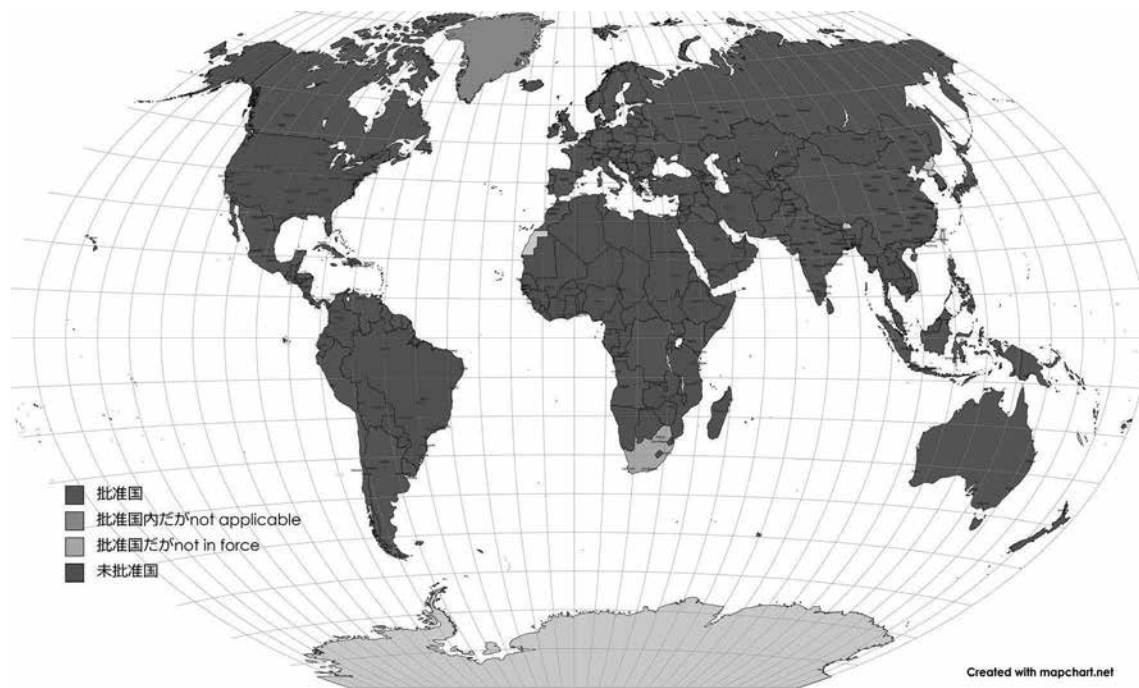
無

H. 引用文献

文末脚註のとおり。

添付資料

図 1 船舶ニ依リ運送セラルル重包装貨物ノ重量標示ニ關スル條約（ILO 第 27 号條約）の批准状況（試作版）<sup>37</sup>



文末脚注

- <sup>1</sup> 昭和 47 年 9 月 18 日付け発基第 91 号「労働安全衛生法の施行について」記の第三の四の(二)のニに同趣旨（本分担研究報告書の本文にて引用）
- <sup>2</sup> 労働省労働基準局（1968 年）『労働法コンメンタール 3 改訂新版 労働基準法 下』（労働行政研究所，昭和 43 年 10 月 15 日再訂新版，昭和 44 年 6 月 10 日再訂 3 版）p.555 に「安全衛生規則第一二三条では、船舶運送に限らず一般の貨物に対しても重量が一トン以上の一貨物を発送し、又は運搬しようとするときは、見易く、容易に消滅しない方法で、その重量を標示することを規定し…」との記述がある。
- <sup>3</sup> 昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 602 号「労働安全衛生法および同法施行令の施行について」記の I の 9
- <sup>4</sup> 一般財団法人労働行政研究所（2017 年）『労働法コンメンタール<sup>⑩</sup> 労働安全衛生法』（<sup>⑩</sup>労働行政）p.185 の最終段落に「例えば、本法の第三五条は、ILO 第二七号条約（船舶ニ依り輸送セラルル重包装貨物ノ重量ノ表示ニ関スル条約・一九二九年）実施のための国内法的性格をもつものであるが、この規定は、純粋に輸出用の貨物を船舶所有者が船内で一トン以上の貨物に包装して輸出するような場合であっても適用されると解されている。」との同趣旨の記述あり。
- <sup>5</sup> 外務省条約データ検索－（定訳）船舶ニ依り運送セラルル重包装貨物ノ重量標示ニ關スル条約（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S38-C2-1665.pdf>，令和 3 年 12 月 29 日閲覧）
- <sup>6</sup> 経済産業省ウェブサイト－政策について▷政策一覧▷経済産業▷計量行政▷計量制度の概要▷計量法における単位規制の概要▷2. 取引又は証明における規制（[https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno\\_infra/11\\_gaiyou\\_tani2.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/11_gaiyou_tani2.html)，令和 3 年 12 月 29 日閲覧）に次のような解釈が示されている。

2. 証明における計量

計量法第 2 条第 2 項の「公に」、「業務上」、「一定の事実」、「真実である旨を表明すること」の解釈は以下のとおり。

- 「公に」とは、公機関が、又は公機関に対しであること。
- 「業務上」とは、継続的、反復的であること。
- 「一定の事実」とは、一定のものが一定の物象の状態の量を有すること。特定の数値で表されるのが一般的であるが、ある一定の水準に達したか、達していないかという事実も含まれる。
- 「真実である旨を表明すること」とは、真実であることについて一定の法的責任等を伴って表明すること。参考値を示すなど、単なる事実の表明は該当しない。

- <sup>7</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』p.197
- <sup>8</sup> 国際労働機関ウェブサイト－ILO 駐日事務所－1929 年の重量標示（船舶運送の包装貨物）

条約（第 27 号）（[https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_239152/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239152/lang--ja/index.htm), 令和 3 年 12 月 29 日閲覧）の日本語訳文。

<sup>9</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』pp.73-74

<sup>10</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』pp.79-80

<sup>11</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』pp.100-102

<sup>12</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』p.110

<sup>13</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』pp.165-169

<sup>14</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』pp. 30-32

<sup>15</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』p.112

<sup>16</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』p.182

<sup>17</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』pp.193-197

<sup>18</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』pp.183-184

<sup>19</sup> 内務省社会局『1930 年第 12 回国際労働總會報告書』p.113

<sup>20</sup> International Labour Organization – NORMLEX – Ratifications of C027 - Marking of Weight (Packages Transported by Vessels) Convention, 1929 (No. 27) ([https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO::P11300\\_INSTRUMENT\\_ID:312172](https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11300:0::NO::P11300_INSTRUMENT_ID:312172), 令和 3 年 12 月 29 日閲覧)

<sup>21</sup> International Labour Organization – NORMLEX – Ratifications for South Africa ([https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11200:0::NO::P11200\\_COUNTRY\\_ID:102888](https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:11200:0::NO::P11200_COUNTRY_ID:102888), 令和 3 年 12 月 29 日閲覧)

<sup>22</sup> International Labour Organization – NORMLEX – Ratifications for Greenland ([https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:11200:0::NO:11200:P11200\\_COUNTRY\\_ID:103695](https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:11200:0::NO:11200:P11200_COUNTRY_ID:103695), 令和 3 年 12 月 29 日閲覧)

<sup>23</sup> International Labour Organization – Labour standards – Applying and promoting – International Labour Standards Committee of Experts on the Application of Conventions and Recommendations (<https://www.ilo.org/global/standards/applying-and-promoting-international-labour-standards/committee-of-experts-on-the-application-of-conventions-and-recommendations/lang--en/index.htm>, 令和 4 年 1 月 6 日閲覧)

<sup>24</sup> International Labour Organization – NORMLEX – Reports requested and replies to CEACR comments: C027 - Marking of Weight (Packages Transported by Vessels) Convention, 1929 (No. 27) ([https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:14001:0::NO:14001:P14001\\_INSTRUMENT\\_ID:312172:NO](https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:14001:0::NO:14001:P14001_INSTRUMENT_ID:312172:NO), 令和 4 年 1 月 8 日閲覧)

<sup>25</sup> International Labour Organization – NORMLEX – Observation (CEACR) - adopted 2007, published 97th ILC session (2008) ([https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:13100:0::NO::P13100\\_COMMENT\\_ID,P13100\\_LANG\\_CODE:2279049,en:NO](https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=1000:13100:0::NO::P13100_COMMENT_ID,P13100_LANG_CODE:2279049,en:NO), 令和 4 年 1 月 11 日閲覧)



- 
- <sup>26</sup> International Labour Organization – Cartier Working Party - Working Party on Policy regarding the Revision of Standards (1995-2002) – Cartier Working Party conclusions ([https://www.ilo.org/global/standards/international-labour-standards-policy/WCMS\\_449912/lang--en/index.htm](https://www.ilo.org/global/standards/international-labour-standards-policy/WCMS_449912/lang--en/index.htm), 令和3年12月29日閲覧)
- <sup>27</sup> International Labour Organization – NORMLEX – Standards Reviews: Decisions on Status (<https://www.ilo.org/dyn/normlex/en/f?p=NORMLEXPUB:12040:0::NO:::>, 令和3年12月29日閲覧)
- <sup>28</sup> 労働省労働基準局（1968年）『労働法コンメンタール3 改訂新版 労働基準法 下』（労務行政研究所，昭和43年10月15日再訂新版，昭和44年6月10日再訂3版）では、同条（旧労働安全衛生規則第123条）の解説が、労働基準法旧第45条の解説の部分（p.555）に記載されている。
- <sup>29</sup> 最高法規としての憲法のあり方に関する調査小委員会（2004年）『「憲法と国際法（特に、人権の国際的保障）」に関する基礎的資料』（衆憲資第50号，平成16年4月衆議院憲法調査会事務局）（[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_kenpou.nsf/html/kenpou/choosa/shukenshi050.pdf/\\$File/shukenshi050.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kenpou.nsf/html/kenpou/choosa/shukenshi050.pdf/$File/shukenshi050.pdf), 令和3年12月29日閲覧）pp.9-10
- <sup>30</sup> 1954年1月30日（土曜日）付け公報（號外）第1號12頁
- <sup>31</sup> 外務省条約データ検索 – 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約 pp.1155-1157 ([https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S55-1116\\_2.pdf](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/B-S55-1116_2.pdf), 令和3年12月29日閲覧)
- <sup>32</sup> 平成5年外務省告示第632号（平成5年12月27日（月曜日）官報号外第224号）
- <sup>33</sup> 令和元年外務省告示第127号（令和元年8月28日（水曜日）官報号外第101号）
- <sup>34</sup> 労働安全衛生規則第663条の2（法第三十二条第五項の請負人の義務）の次条が第664条（報告）〔※特定元方事業者事業開始報告に係る規定〕となっている。
- <sup>35</sup> 畠中信夫（2000年）「労働安全衛生法の形成とその効果」（日本労働研究雑誌第475号）（<https://db.jil.go.jp/db/ronbun/2000/200005/F2000050030.html>）のIVの2に同趣旨。
- <sup>36</sup> 労働福祉事業団『労働福祉』（昭和39年8月号，昭和39年8月1日発行）p.14
- <sup>37</sup> この地図は、MapChart (<https://mapchart.net/world-advanced.html>) を利用して作成した（無料での商用利用可と記載あり）。